

(水利使用)

- 1 河川の名称
- 2 発電施設の名称及び位置
- 3 従属元水利使用の許可を受けた者等
- 4 取水口、注水口又は放水口の位置
- 5 取水量等
- 6 水利使用の期間
- 7 工期
- 8 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は は占用の場所	工作物の構造又は は能力	占用面積	摘 要

- 9 土地の掘さく等

種 類	場 所	土地の面積	摘 要

〔備考〕

- 1 「従属元水利使用の許可を受けた者等」については、登録に係る流水の占有に係る発電のために利用する法第 23 条の 2 に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。
 - イ 法第 23 条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
 - ロ 令第 14 条の 2 に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 最大量及び使用水量の単位は、立法メートル毎秒とすること。
 - (2) 最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (4) その他の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占有」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 「占有面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占有面積を記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。
- 5 登録又は許可を受けた事項の変更の登録又は許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。